三　資金貸付けの対象者に対する当該事業年度中に貸し付けることができる金額（以下「貸付最大限度額」という。）は、五十万円以上四千万円以下（資金貸付けの対象者が創業者であつて、事業を開始した日（会社の設立により創業を行つた場合にあつては、その設立の日）以降一年を経過したものにあつては、五十万円以上六千万円以下、それ以外の創業者にあつては、二十五万円以上四千万円以下）とする。ただし、次に掲げる場合の資金貸付けの対象者に対する貸付最大限度額は、六十六万円以上六千万円以下とする。

イ　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の認定中小企業経営資源活用計画に従つて設備の導入をする場合（同法の規定により当該認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなされる者が、そのみなされる事由となる計画に従つて設備の導入をする場合又はそのみなされる事由に係る事業活動等に必要な設備の導入をする場合を含む。）

ロ　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の承認企業立地計画及び承認事業高度化計画に従つて設備の導入をする場合

ハ　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の認定農商工等連携事業計画に従つて設備の導入をする場合

ニ　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の認定商店街活性化事業計画に従つて設備の導入をする場合

四　貸与機関は、資金貸付けの対象者に対して、対象設備の価額のうち貸与機関からの貸付金相当額を除いた額の支払が完了した後速やかに完了検査（当該貸付金の適正な執行を確保するための現地調査及び書面審査をいう。）に着手すること。

五　設備貸与の方法は、設備の購入代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して支払われることを条件として、全部の支払義務が履行される時までは、設備の所有権が貸与機関に留保される割賦販売（以下単に「割賦販売」という。）及びリース取引によるものであること。

六　設備貸与の対象設備は、次に掲げる設備（土地及び建物、物品賃貸業における賃貸用の物品等のうち、主としてその者の管理下に置かれていない状態で使用されるものその他特別の理由により対象とすることが適当でないと都道府県知事が認める設備を除き、設備貸与の対象者に当該事業年度中において設備貸与を行う設備の価格の合計額が百万円以上八千万円以下（八千万円を超える場合は、その超える部分を前納させること。この場合において、当該超える部分については、八千万円の概ね二割を限度とする。）のものに限る。）であること。

イ　法第二条第六項第一号に掲げる設備

ロ　法第二条第六項第二号に掲げる設備（当該設備を導入することにより付加価値額若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率が五年間で十％、四年間で八％若しくは三年間で六％（法第二条第一項第二号に掲げる小規模企業者等にあつては、五年間で十五％、四年間で十二％若しくは三年間で九％）以上となると見込まれる設備又は別表第一に掲げる設備）

七　貸与機関は、当該設備貸与を受けた者に対し、特にその必要性がないと認める場合を除き保証人を立てさせ、必要に応じ担保を徴求すること。

八　設備貸与のうち、割賦販売を行う際に、保証金を徴収し当該割賦販売を受けた者の責めに帰すべき事由により受けた損害の全部又は一部に充てることとする場合には、当該保証金の額は、当該割賦販売の対価の合計額の十分の一に相当する額の範囲内とするものであること。この場合において、保証金の賦払割賦料（割賦販売に係る各回ごとの対価をいう。以下同じ。）の合計額（保証金を割賦販売に係る設備の購入価格に基づき算定する場合は、当該設備の購入価格）に対する割合は、対象者、対象設備、割賦販売に係る設備の購入価格、賦払割賦料の支払期間等の差異にかかわらず一律とすること。

九　設備貸与の対価は、当該設備貸与に係る設備の購入又はプログラム使用権の取得に要する費用に当該費用のうち借入れに係る部分に係る利子の支払に必要な額、人件費、事務費、信用保険料その他設備貸与の業務に必要な費用を加えた額を基準とし、その算定方法は、別表第二に定める方法とする。

十　設備貸与は、当該設備貸与に係る修理及び保守の義務を当該設備貸与を受けた者が負う旨の特約を付し、かつ、当該契約が解除された場合において設備貸与を受けた者が負うべき損害賠償の責任及びその額をあらかじめ定めた契約によりするものであること。

十一　貸付金の償還方法及び設備貸与の対価の徴収方法は、次によること。

イ　貸付金の償還方法は、据置期間は一年以内とし、年賦、半年賦又は月賦で均等償還によるものとすること。

ロ　賦払割賦料の徴収方法は、賦払割賦料のうち割賦販売に係る設備の購入価格相当部分を控除した金額（以下「割賦損料」という。）は原則として月賦によるものとし、賦払割賦料のうち設備の購入価格相当部分の金額については据置期間は一年以内とし、年賦、半年賦又は月賦によるものとすること。

ハ　リース料の徴収は、原則として月賦によるものとすること。

十二　貸与機関は、資金貸付け又は設備貸与を行うに当たつては、毎事業年度、当該事業年度の事業計画及び収支予算を作成して都道府県知事の承認を受けるとともに、事業報告書及び収支決算書並びに四半期ごとの対象事業に係る実績報告書を作成して都道府県知事に提出すること。

別表第一

一　次に掲げる鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定により設置する汚水の処理施設並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設

イ　沈でん又は浮上装置（汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る。）

ロ　油水分離装置（汚水又は廃液中の油脂分を連続的に分離するためのものに限る。）

ハ　汚泥処理装置（この欄に掲げる沈でん又は浮上装置、ろ過装置、酸化又は還元装置、凝集沈でん装置又は生物化学的処理装置から発生する処理残さを処理するためのものに限る。）

ニ　ろ過装置（汚水又は廃液中の固形物を除去するものに限る。）

ホ　濃縮装置（汚水又は廃液中の固形物を濃縮するものに限る。）

ヘ　洗浄又は冷却装置（汚水又は廃液を洗浄又は冷却により処理するものに限る。）

ト　中和装置（汚水又は廃液を中和の方法により処理するものに限る。）

チ　酸化又は還元装置（ばつ気又は薬剤添加等の方法により汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る。）

リ　凝集沈でん装置（汚水又は廃液を凝集沈でんにより処理するものであつて駆動装置を有するものに限る。）

ヌ　生物化学的処理装置（散水ろ床法、活性汚泥法又は嫌気性処理法により汚水又は廃液を処理するものに限る。）

ル　輸送装置（汚水又は廃液を公共の被害防止の目的をもつて汚水又は廃液処理設備へ輸送するものに限る。）

ヲ　貯留装置（沈でん、ろ過、中和、酸化又は還元等の前処理として汚水又は廃液を混合し、又は調整するものに限る。）

ワ　燃焼処理装置（汚水又は廃液中の燃焼成分を燃焼により処理するものに限る。）

カ　吸着処理装置（汚水又は廃液を吸着法により処理するものに限る。）

ヨ　測定・分析装置（公害を防止するためのものに限る。）